

随意契約理由書

神戸市

件名	海岸指令所更新に伴う指令電話設備および列車無線設備移設対応
契約の相手方	協和テクノロジーズ株式会社
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の13 第1項 第2号に該当
随意契約の理由 本業務は、海岸指令所の運行管理装置更新に伴い指令電話設備および列車無線設備を移設するものであり、各機器仕様に基づく性能確認、調整及び総合動作確認が必要であることから、装置を開発・製作した製造業者でのみ対応が可能である。 なお、列車無線設備については令和5年度より製造業者である「株式会社大日電子」は、関連工事の対応や保守業務等を上記業者に移譲しているため、上記業者は同社製装置の保守を担当する唯一の業者である。 以上により、上記業者と随意契約を行う。	
担当部署 (問合せ先)	交通局 高速鉄道部 電気システム課 (電話番号 791-9729)